

中央会

組合活性化情報



2005.8
No.490

わかやま

- 「新事業活動促進法」の概要
- くみあい元気ルポ
～ 紀州桐箆笥（協）～
- 「くみあい祭り」開催のお知らせ
- 65歳雇用導入プロジェクト
- 速報和歌山県における賃金の改定状況

No.490

2005.8

W A K A Y A M A

Contents

今月のトピックス	1
●「遠浅の砂浜は夏の日の思い出」 磯の浦海水浴場観光協同組合	
ステップアップ講座	2
●「65歳継続雇用達成のために」PART II	
施策情報	4
● 2005年版中小企業白書のポイント	
● 「新事業活動促進法」の概要	
会員だより	14
● シイタケ・レタスのPRイベント	
● ユニーク！七夕の笹飾り	
● 梅供養	
● 白浜のメッセージ花火	
● 明光まつり	
速報和歌山県における賃金の改定状況	16
くみあい元気ルポ	17
● 紀州桐筆筥（協）	
中央会だより	18
● 65歳雇用導入プロジェクト	
● 「第2回くみあい祭り」開催のお知らせ	
夏の省エネ	19
65歳まで働ける社会をめざして	20
全国先進組合事例	21
地域の就職支援活動	23
情報連絡員報告	24
共済制度のご案内	26

今月の トピックス

遠浅の砂浜は夏の日の思い出！

～磯の浦海水浴場観光協同組合～

関西でも数少ない自然の砂浜の海水浴場として
磯の浦海水浴場はシーズン真っ盛りを迎えています。

東西におよそ1200メートルと延びやかに広がるこの遠浅の
砂浜は、かつて紀ノ川の河口あたりまで、8km（二里）も続
き、二里ヶ浜と呼ばれていました。

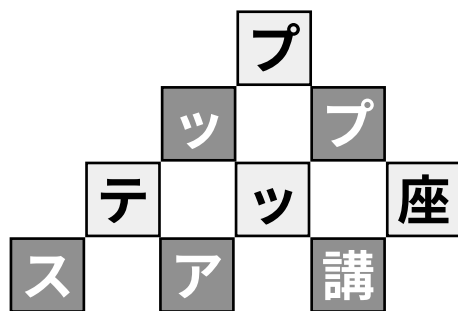
時代と共に二里の砂浜も徐々に縮小し、当時の風情を残
す磯の浦海岸だけは、夏のレジャーのメッカとして、又、
関西屈指のサーフポイントとして大勢の観光客やサーフ
ァー達を今も魅了し続けています。

磯の浦海水浴場観光協同組合は、「海の家」を営む方
たちで構成され、海岸周辺エリアの観光スポットの開発
やPRに地道な努力を重ねてきました。

夏本番のこの時期、家族連れやカップルの歓声で賑わ
う白い砂浜に「海の家」が建ち並び、夏の思い出づくりの
舞台となっているのです。



磯の浦海水浴場
観光協同組合
TEL 073-456-0345



「65歳継続雇用達成

PART II

前号では、改正高年齢者雇用安定法と65歳までの雇用確保措置のポイントについて、ご説明しましたが、今号では65歳までの雇用確保措置として、法令で定められている次の3つの方法について、各々のメリッ

トとデメリットや、考慮しなければならない事項などについてご説明します。

1. 定年の引上げ
2. 継続雇用制度の導入
3. 定年の定め廃止

1. 定年の引上げによる場合

まず、定年の引上げによる方法の場合ですが、和歌山県中小企業団体中央会65歳継続雇用達成委員会が、昨年度実施した65歳継続雇用達成事業アンケートにおいても、回答企業のほぼ90%が定年制を定めていると答えています。これは全国的な調査でも、ほぼ同じ数字となっており、定年制がいかにかわが国の基本的な雇用制度として定着しているかをあらわしています。

このように、ほとんどの企業が定年制を定めている現状からは、定年制度は維持し、定年年齢の引上げをすることが、65歳までの雇用確保措置としては、最もオーソドックスで理解し易い方法といえるでしょう。

ただし、単に定年年齢を引上げるだけでは、人件費の上昇、若年層のポスト不足による人事停滞などを招きかねませんので、賃金・人事制度の見直しが必要となってきます。

また、退職一時金制度が有る場合は、何歳の時点で支払いを行うのかなども検討する必要が出てくるでしょう。

以下簡単に、定年引上げの方法による場合の主なメ

リットとデメリットをまとめると次のようになります。

○ メリット

- ① 定年年齢の引上げであり、今までなじんできた制度の延長として理解し易い。
- ② 賃金・人事制度の見直しが必要であるが、定年制や退職一時金などの基本的な制度は維持されるので、見直し内容を少なく済ませることも可能である。
- ③ 働く者にとっては、定年までの雇用が保証され安心感がある。

● デメリット

- ① 人件費が増大する可能性がある。
- ② 役職などの人事が停滞し、若年層の不満が出るおそれがある。
- ③ 高齢者のみに労働条件の変更を求めた場合、不利益変更などの労働基準法に抵触する場合がある。
- ④ 退職一時金を、従来の60歳の時点で支給すると、税法上の退職金控除を受けられないなどの問題がある。

2. 継続雇用制度を導入する場合

継続雇用制度とは、定年到達後に一旦退職し、再雇用する制度です。再雇用後の労働条件は、新たに雇用契約を結び直しますので、比較的自由となり、労働時間や賃金などについても柔軟な対応が取り易くなります。

また、既存の定年制を維持しながら、その延長線上に再雇用制度を導入していくことになりますので、定年までは、従来の賃金や人事制度もそのまま維持することも可能です。

したがって、ともかく65歳までの雇用確保措置を早急に導入しなければと、お考えの場合は、継続雇用

制度の導入が最も現実的な対処方法だといえます。

ただし、再雇用後の労働条件や処遇について、高齢者の十分な納得がなければ、士気の低下や不満につながるおそれがありますので配慮が必要です。

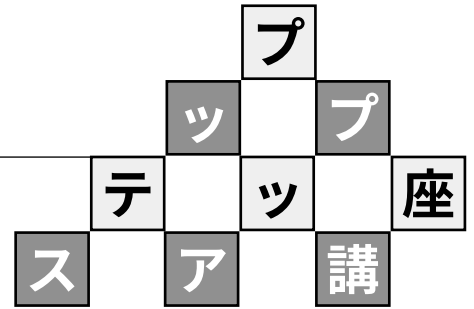
以下、簡単に継続雇用制度導入の場合のメリットとデメリットをまとめてみますと次のようになります。

○ メリット

- ① 再雇用後の労働時間や賃金などの労働条件について、定年前と比べて柔軟に取り決められる。
- ② 継続雇用者以外には、既存の賃金や処遇制度を

のために」

社会保険労務士 和田 広 幸



そのまま維持することができる。

- ③ 再雇用契約については、単年度契約で更新するなど、体力や健康面などの状況を見ながら、個別に検討することができる。

● デメリット

- ① 再雇用後の賃金や処遇等について、定年前の水準から大幅に低下すると、モラルが低下する恐れがある。
- ② 高年齢者が働く意思を持っていても、雇用されない場合がある。

3. 定年の定めの廃止の場合

定年制の定めの廃止は、近年提唱されだした「生涯現役社会」実現に向けての大きな第一歩となり、社会的には非常に価値あることに違いありません。

企業の個別事情を無視すれば、働く意志を持った高年齢者が、現役として働き続けられることは、収入や健康面でプラスとなると同時に、社会保障制度の収支バランスなどにおいても好ましいはずです。

すでにアメリカでは「雇用における年齢差別禁止法」が制定されて、定年制は廃止されていますし、EU諸国においても2006年までに、同様の法律を定めることになっています。

世界の先進国の趨勢は、定年制廃止の方向に進んでいるといえるでしょう。

ただし、わが国の現状は、終身雇用制や年功賃金、退職金制度などの基本的な雇用制度が、定年制を前提として強固に定着しており、定年制を廃止するとすれば、これらの雇用制度の抜本的改革または再構築といった問題が生じてきます。

また、卑近な例として、事業主側から、体力や能力の衰えてきたと思える高年齢者に対して、退職をどのように勧めるのかなどといった問題もあります。

現行法下においては、定年等の雇用契約期間満了の場合を除けば、本人からの申し出による退職以外は解雇とみなされますが、解雇には厳格な要件が整っていなければならない、安易に体力や能力が衰えてきたからといって退職を勧奨することはできません。

したがって、定年の定めの廃止を一般的な雇用制度とし定着させるには、政・労・使ともに、大胆な発想の転換が必要だと思われますが、将来目指すべき社会像であるといえるでしょう。

現時点における定年制廃止のメリットとデメリットについてまとめてみますと以下のとおりです。

○ メリット

- ① 年齢による差別の無い、生涯現役社会実現に向けてのさきがけとなる。
- ② 年齢・勤続年数を基にした賃金・評価から、本来の能力・成果を基にした評価システムの構築が必然的となる。
- ③ 終身雇用や年功賃金、退職金制度など日本的雇用慣行を支えきれない時代の新たな雇用制度となる可能性がある。

● デメリット

- ① 長期勤続雇用・年功的賃金・退職一時金といった既存の雇用慣行の改廃を含めた抜本的再構築が必要となるため、労使の合意が得られにくいと想定される。
- ② 事業主にとっては、解雇の自由が厳しく制限されている現行法下において、定年制を廃止した場合に、表裏の関係にある雇用契約解除が困難である。
- ③ 定年制に伴う終身雇用の意味合いが薄れるため、社員に不安感を与えやすい。

以上、65歳までの雇用確保措置の3つの方法について、各々の考慮すべき点やメリットとデメリットについて説明しましたが、もちろん、定年の定めの廃止を除いて、これらの方法を組み合わせて実施する方法もありえます。

それぞれの事業所にとって、最も適切な方法を選択されるとよいでしょう。

次号では、今号説明した方法の中で、最も選択が多いと思われる「継続雇用制度の導入」について、もう少し詳しく説明する予定です。



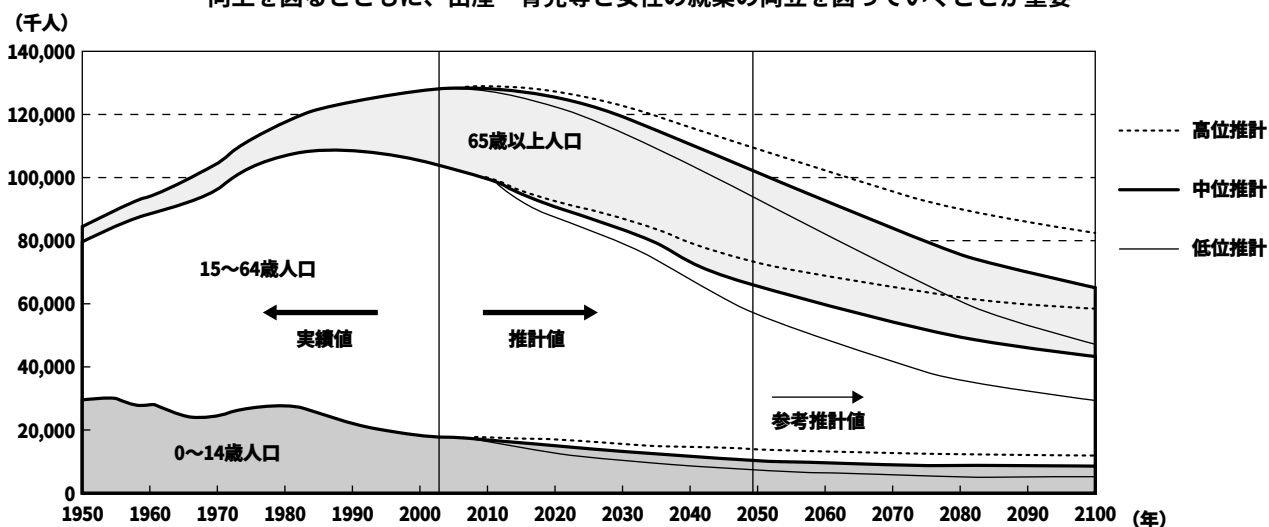
2005年版中小企業白書のポイントⅢ

<第3部> 日本社会の変化による諸課題

- 2007年から総人口が減少に転じ、中長期的な経済社会の活力維持が課題になる。

わが国の人口構造の推移

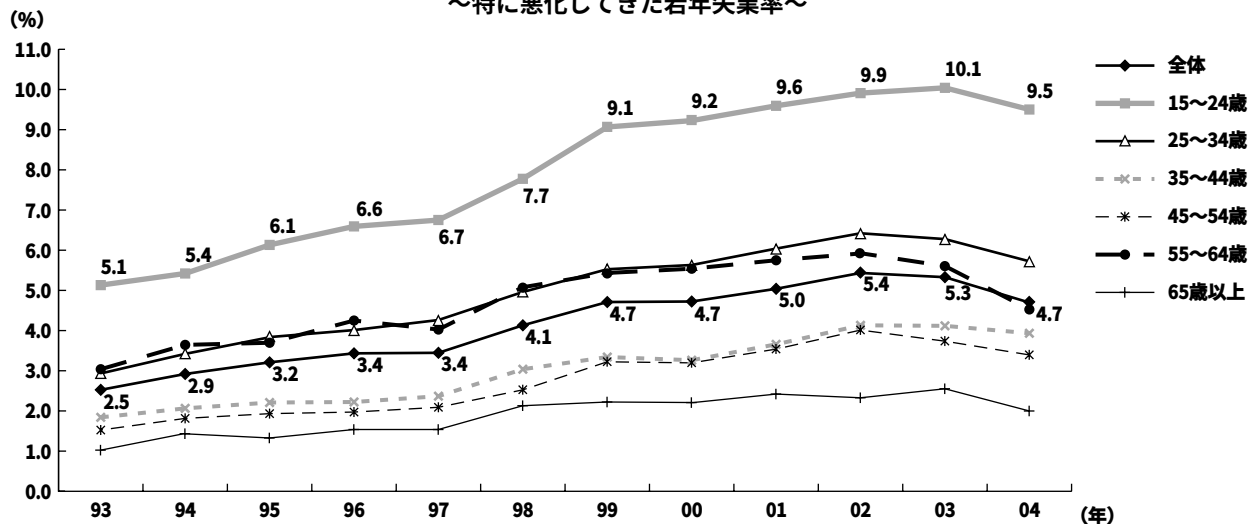
～2007年から総人口が減少に転ずる中で、経済社会の活力を維持するためには、労働力率の向上を図るとともに、出産・育児等と女性の就業の両立を図っていくことが重要～



資料：2003（平成15）年までは総務省「国勢調査」、「10月1日現在推計人口」、
2004（平成16）年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」

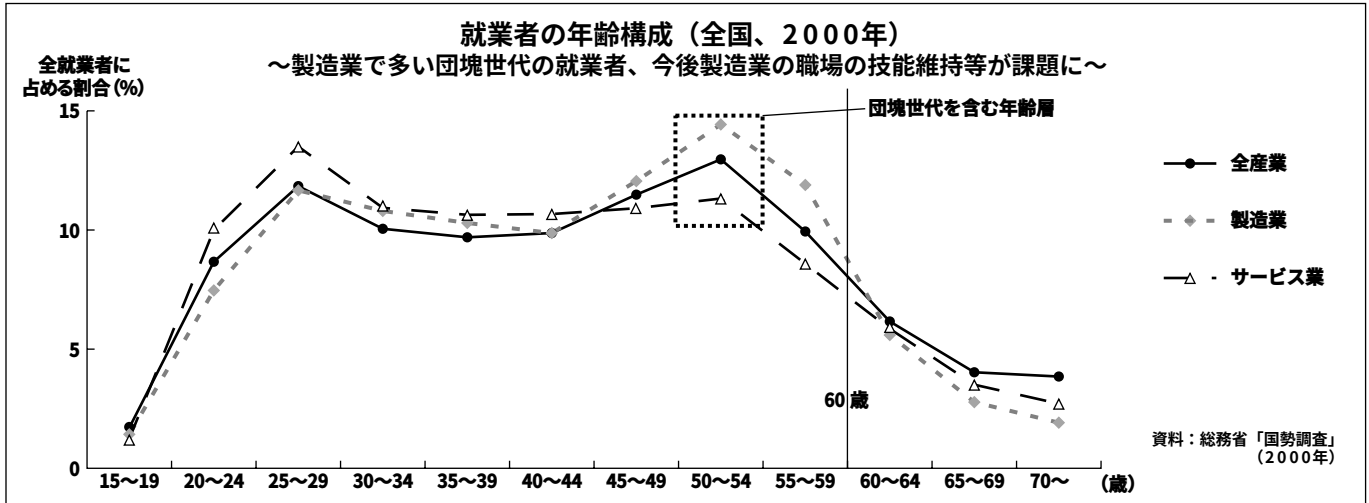
- 高水準で推移する若年失業率は、将来の我が国の社会経済基盤に関わる大きな課題となっている。

年齢階層別失業率の推移（各年平均：男女計） ～特に悪化してきた若年失業率～

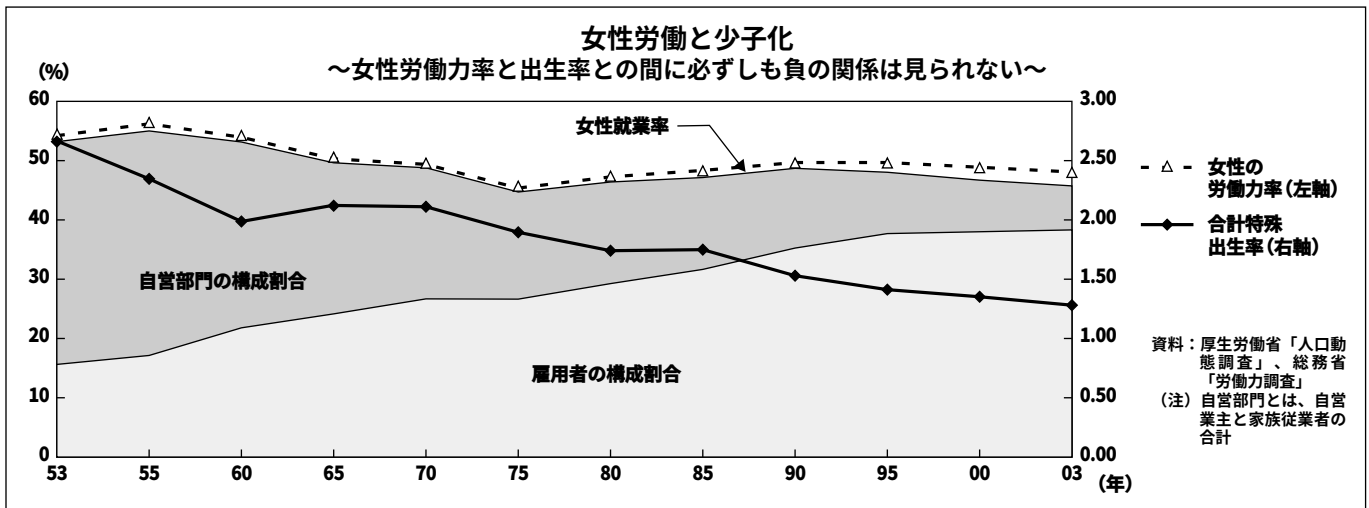


資料：総務省「労働力調査」

- 高齢者の雇用拡大は、特に、団塊世代の多い製造業では、製造現場の技能承継という観点からも大きな課題となり得る。

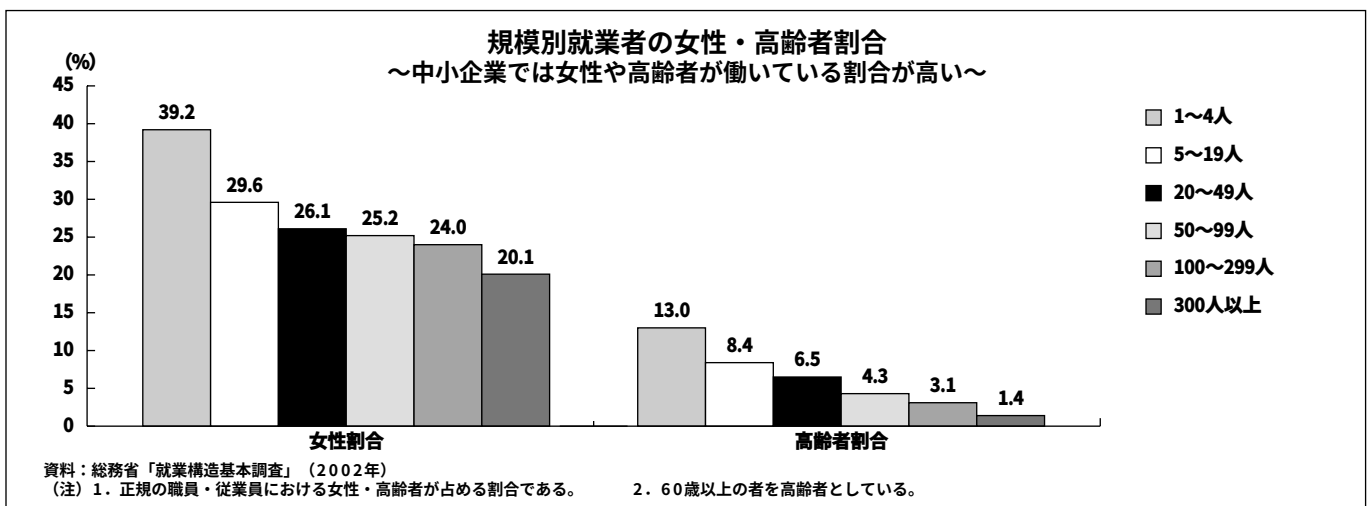


- 女性の就業継続と、出産・育児との両立が可能となるような職場のあり方や社会の支援等を工夫していくことが重要。



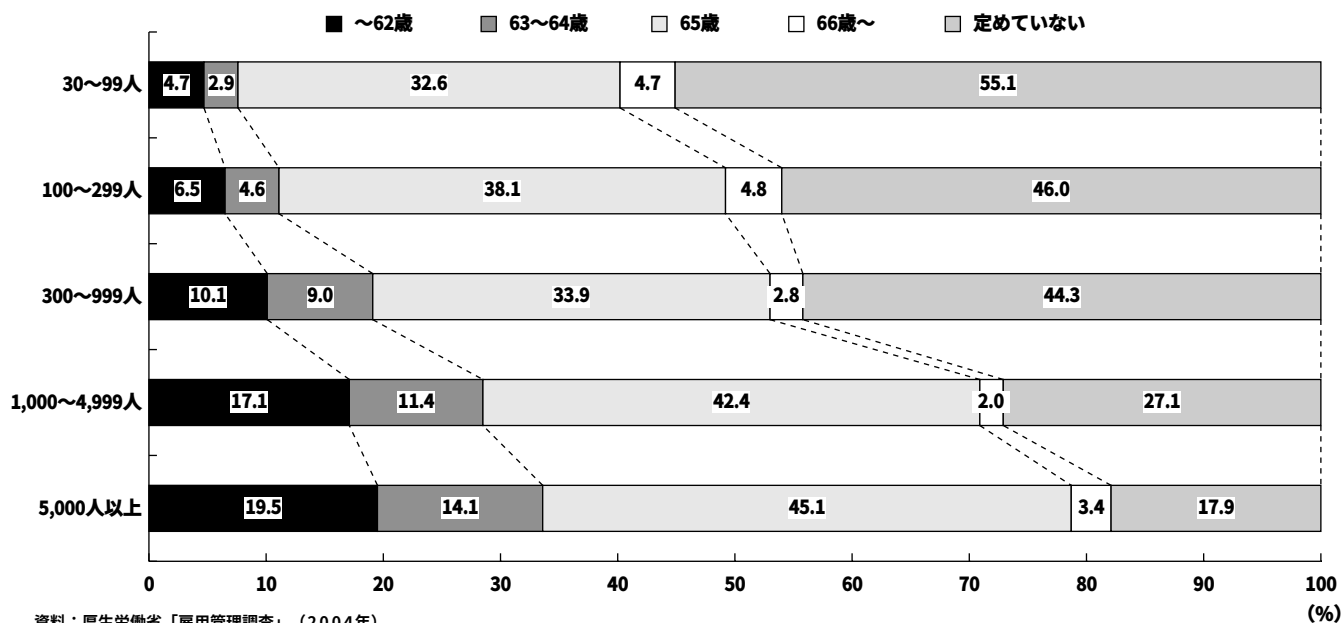
中小企業の果たす役割

- 中小企業は、女性や高齢者に雇用の機会を与え、労働力率を高めることに貢献。



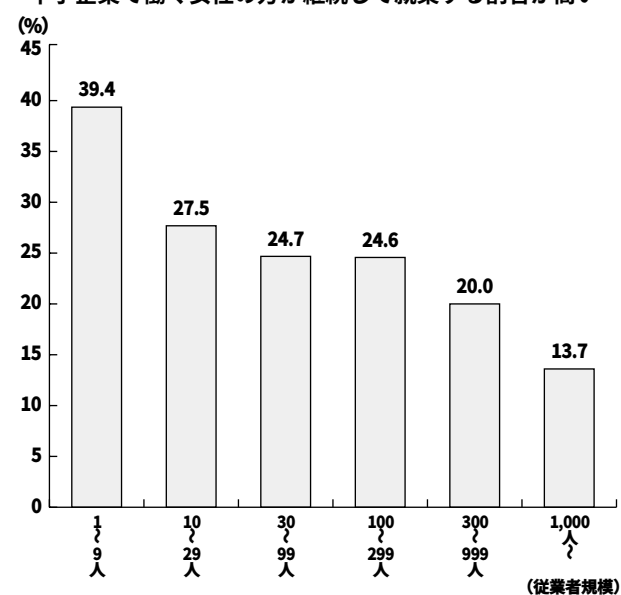
- 中小企業では、高齢者の就業継続が比較的容易に行われている。

最高雇用年齢
～規模が小さい企業の方が年齢に関係なく就業が可能～



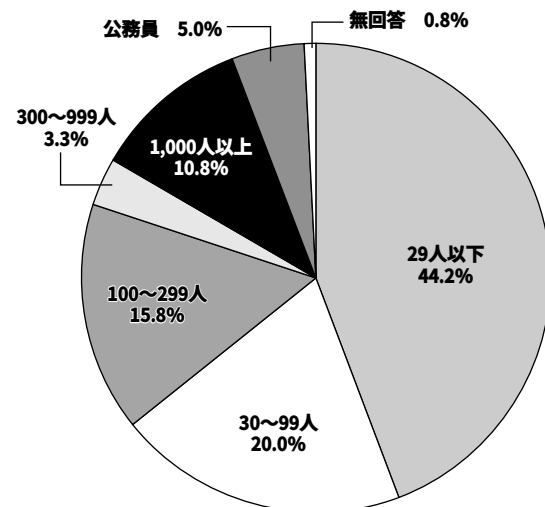
- 中小企業で働く女性の方が、出産後も継続して就業する割合が高く、中小企業は、女性の育児・就業の両立に貢献していると言える。

女性の継続就業割合
～中小企業で働く女性の方が継続して就業する割合が高い～



- 中小企業はフリーターが正社員として就業する際の雇用の受け皿となっている。

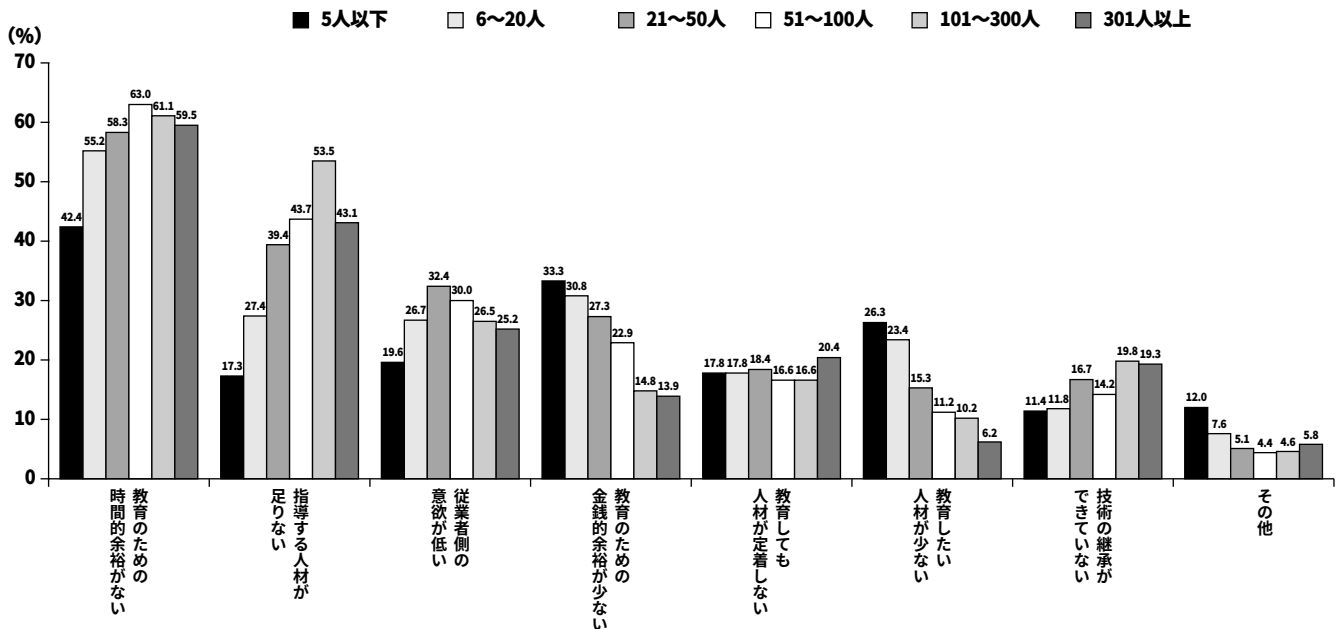
フリーターを経て正社員になった者の勤務先規模
～中小企業はフリーターが正社員として就業する際の雇用の受け皿となっている～



資料：日本労働研究機構「調査研究報告書№146 大都市の若者の就業行動と意識」（2001年）

- このように、中小企業は、高齢者、女性、若年層の労働力率を高めることに大いに貢献し得るもの。他方、中小企業には、雇用者の教育のための金銭的余裕がない企業が多く、支援が望まれる。

人材教育に関する問題点 ～教育のための時間的余裕がない企業が多い～

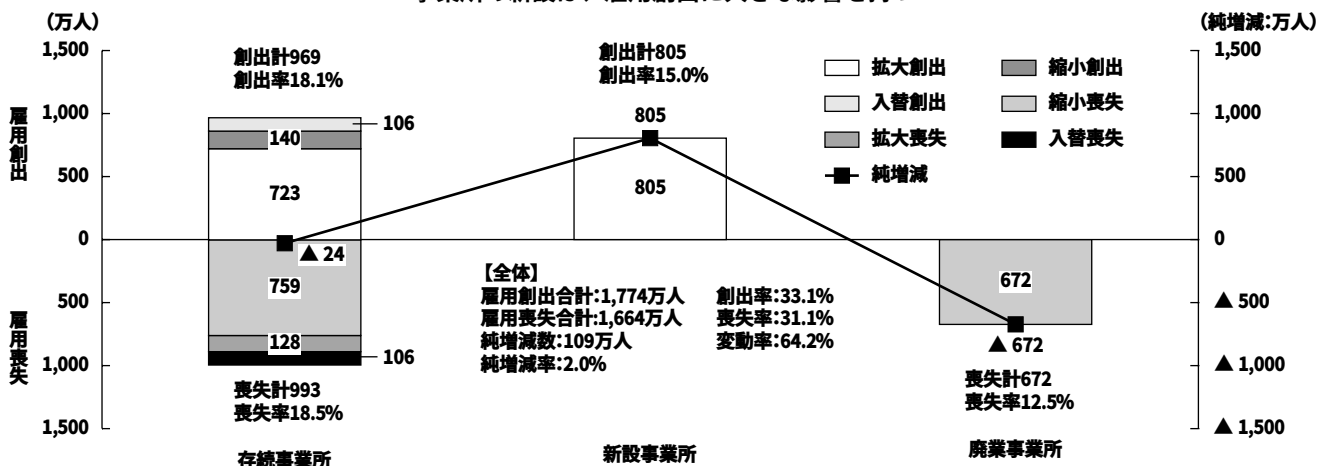


資料：中小企業庁「人材活用実態調査」（2004年）
 （注）1. 特に問題点はないとする企業を除いて集計している。
 2. 複数回答のため、合計は100を超える

創業活動と自営業層の構造的停滞の要因と課題

- 事業所の新設は、雇用創出に大きな役割を果たしている。

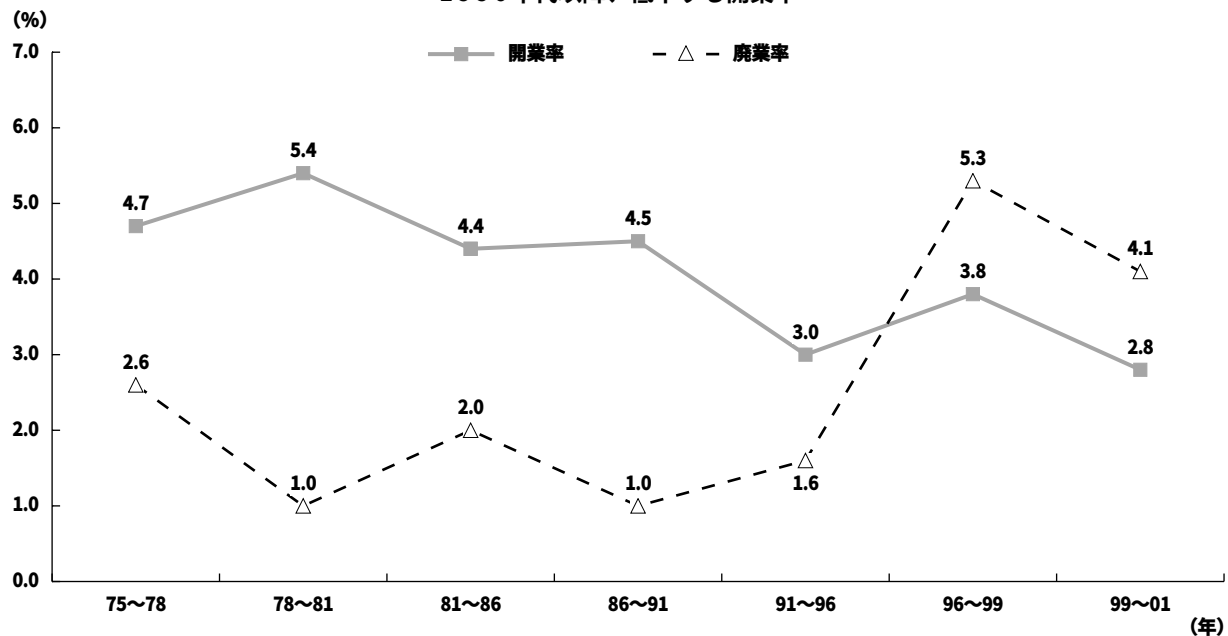
新設・廃業事業所による雇用変動状況（非一次産業計） ～事業所の新設は、雇用創出に大きな影響を持つ～



資料：総務省「事業所・企業統計調査」再編加工
 （注）1. 1999年と2001年の調査時点で接続可能な事業所を存続事業所とする。
 2. 1999年調査時点に存在せず、2001年調査時点に存在した事業所を新設事業所とする。
 3. 1999年調査時点に存在し、2001年調査時点に存在しなかった事業所を廃業事業所とする。
 4. 創出率（喪失率）は、各事業所の創出計（喪失計）／期首（1999年）の総従業員数で求める。

- 近年開業率が低下し、廃業率を下回っている。

会社企業数による開廃業率（非一次産業、年平均）
～1990年代以降、低下する開業率～



資料：総務省「事業所・企業統計調査」

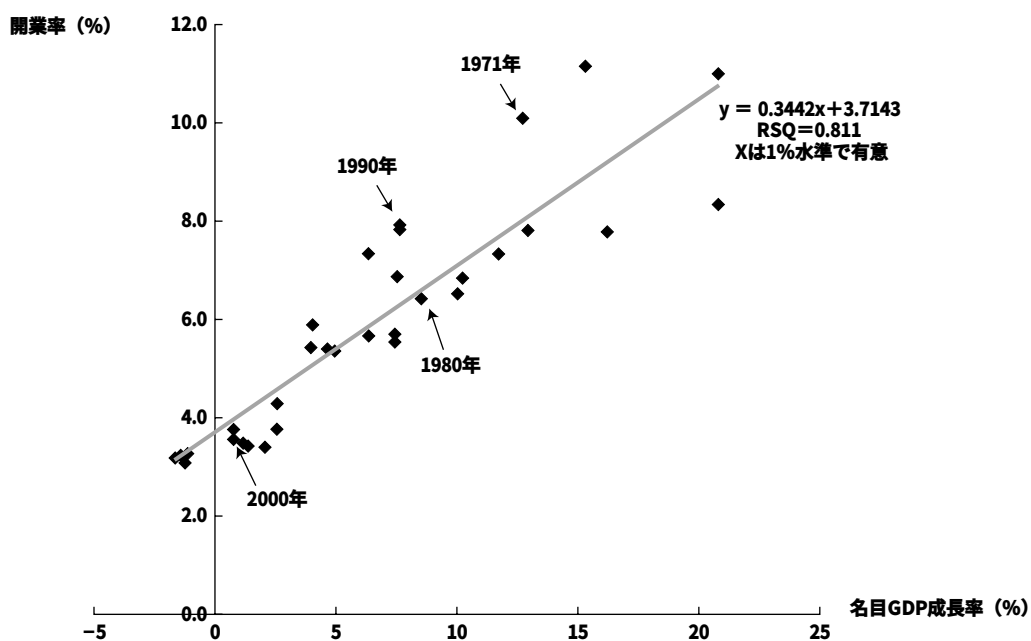
(注) 1. 事業所を対象としており、移転による開設・閉鎖を含む。

2. 1991年までは「事業所統計調査」、1994年は「事業所名簿整備調査」として行われた。

- 開業率低迷の背景には、GDP成長率の低下と事業者対被雇用者収入比率の低迷が存在。

開業率と名目GDP成長率の関係

～開業率と名目GDP成長率にはより強い正の相関関係が見られる～

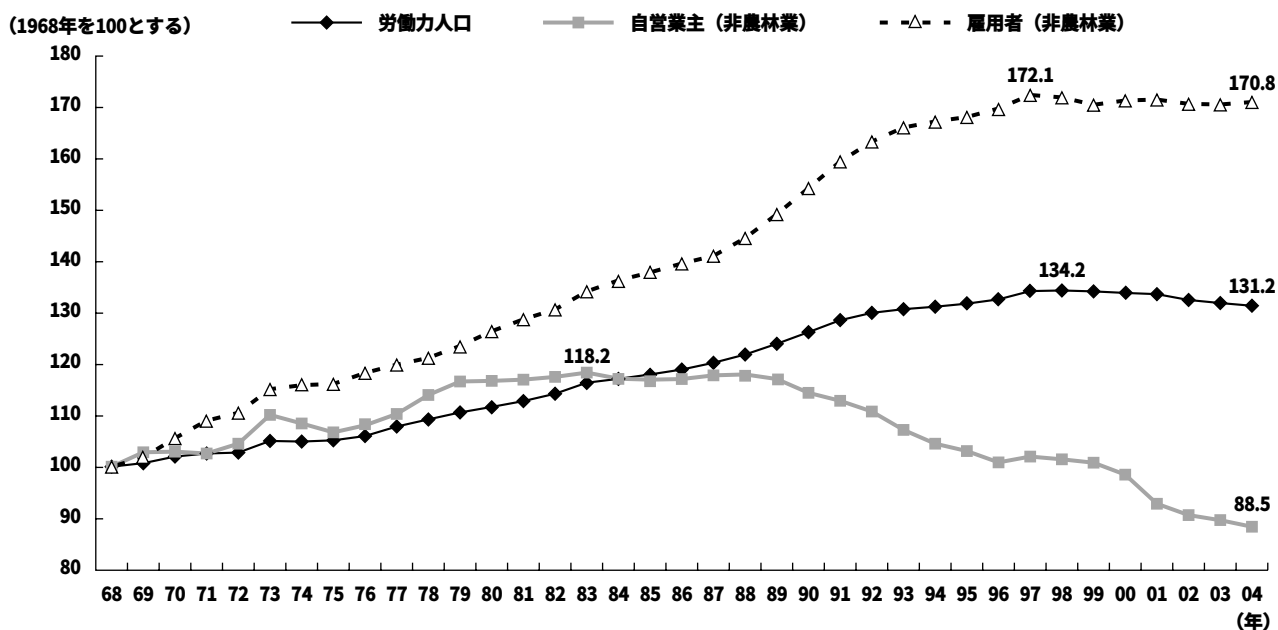


資料：法務省「民事・訟務・人権統計年報」、国税庁「国税庁統計年報書」、内閣府「国民経済計算年報」

○ 開業率低迷を人的な面から見ると、近年、雇用のリスク回避志向の高まり等を反映して、自営業者数が大きく減少。特に、20～40代の中堅層から自営業主への流入がこのところ大きく減少。高齢者には依然として一定の開業意欲がある。

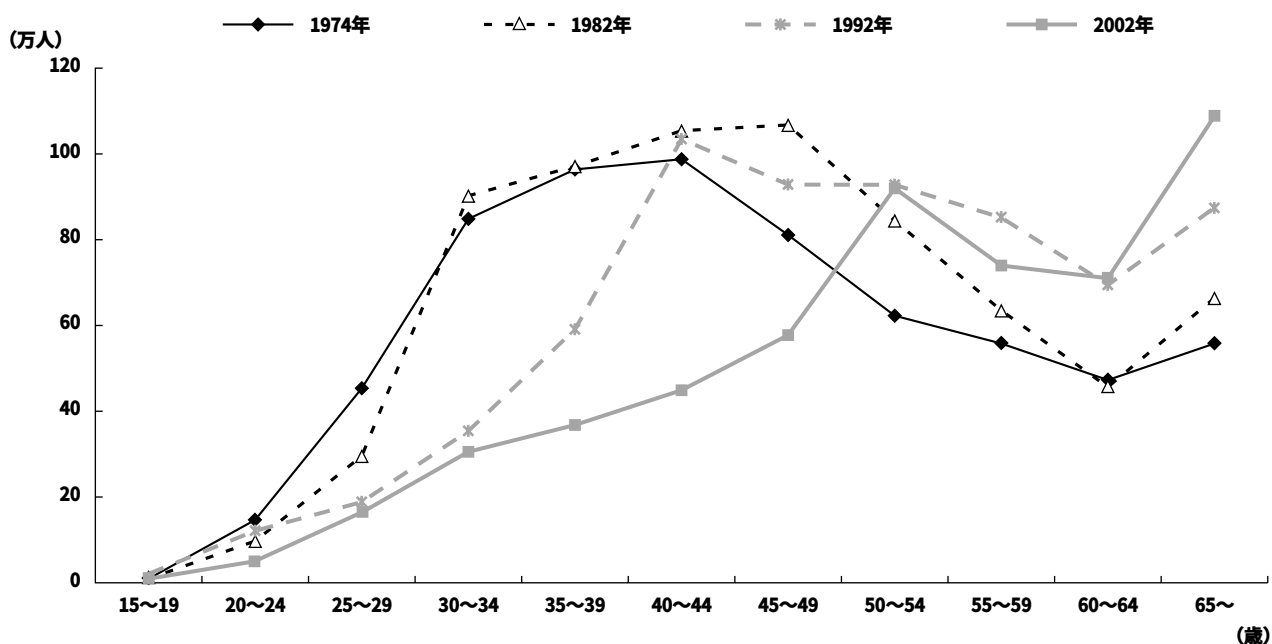
自営業主の推移

～1990年代を通じて急な減少を見せた自営業主～



年齢階級別 自営業主数 (非農林業) の推移

～1982年から1992年までの間に若・中年自営業主が大幅に減少した一方で、高齢自営業主が増加している～



- 団塊世代前後に、自営業主になりやすい世代があるのに対し、若年世代は現在のところ独立回避の傾向が見られる。

自営業主数（非農林業）／労働力人口比 特化係数表

	15～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65歳以上
1974	0.47	1.11	1.43	1.34	1.18	1.07	0.93	0.93	1.04	0.91	0.83
1975	0.55	1.04	1.34	1.29	1.16	1.09	0.92	0.94	1.00	0.97	0.84
1976	0.62	1.04	1.50	1.34	1.18	1.10	0.94	0.91	0.98	0.91	0.85
1977	0.62	1.10	1.46	1.26	1.17	1.11	0.97	0.92	0.97	0.93	0.85
1978	0.61	1.03	1.33	1.26	1.18	1.09	1.01	0.92	0.98	0.91	0.86
1979	0.64	1.05	1.36	1.27	1.17	1.12	1.02	0.91	0.93	0.95	0.84
1980	0.65	1.07	1.35	1.26	1.18	1.13	1.06	0.89	0.92	0.90	0.87
1981	0.66	1.08	1.25	1.24	1.18	1.12	1.06	0.91	0.91	0.95	0.85
1982	0.66	0.99	1.15	1.25	1.15	1.11	1.10	0.95	0.89	0.90	0.90
1983	1.21	0.97	1.06	1.16	1.14	1.09	1.06	0.96	0.88	0.92	0.94
1984	0.62	1.09	0.97	1.10	1.15	1.10	1.06	1.01	0.89	0.92	0.96
1985	0.67	1.08	1.04	1.05	1.13	1.08	1.05	1.02	0.93	0.90	0.96
1986	1.24	1.07	0.92	1.03	1.10	1.09	1.04	1.04	0.95	0.92	0.95
1987	1.24	0.96	0.87	0.99	1.09	1.08	1.06	1.04	0.98	0.93	0.95
1988	1.25	1.04	0.82	0.93	1.06	1.03	1.07	1.05	1.02	0.91	0.99
1989	1.23	1.13	0.82	0.92	0.99	1.04	1.05	1.06	1.02	0.93	1.00
1990	1.21	1.05	0.87	0.88	0.94	1.04	1.02	1.07	1.02	0.98	1.00
1991	1.24	1.02	0.84	0.84	0.94	1.03	1.03	1.05	1.06	1.00	1.01
1992	1.31	1.11	0.82	0.82	0.90	1.00	1.03	1.06	1.06	1.03	1.00
1993	1.44	0.94	0.73	0.80	0.85	0.97	1.02	1.07	1.08	1.03	1.06
1994	0.79	0.86	0.73	0.77	0.84	0.92	1.03	1.09	1.08	1.06	1.09
1995	0.87	0.88	0.73	0.72	0.83	0.91	1.05	1.08	1.07	1.09	1.10
1996	0.91	0.90	0.70	0.78	0.80	0.88	1.03	1.07	1.09	1.08	1.11
1997	1.81	0.93	0.76	0.75	0.78	0.85	1.00	1.04	1.06	1.12	1.13
1998	1.86	0.97	0.71	0.72	0.75	0.83	0.96	1.06	1.06	1.15	1.16
1999	0.98	0.92	0.74	0.75	0.76	0.79	0.93	1.04	1.08	1.20	1.17
2000	2.04	1.09	0.74	0.72	0.73	0.78	0.88	1.02	1.05	1.20	1.20
2001	1.09	0.81	0.71	0.68	0.72	0.75	0.88	1.05	1.02	1.24	1.27
2002	1.16	0.72	0.75	0.69	0.70	0.76	0.86	1.03	1.05	1.19	1.30
2003	1.25	0.75	0.73	0.69	0.71	0.73	0.85	1.01	1.07	1.18	1.32
2004	1.33	0.79	0.67	0.63	0.70	0.72	0.81	0.99	1.08	1.21	1.38

資料：総務省「労働力調査」

(注) 1. 特化集中の様子に応じて表を下記の通り塗り分けた。

…特化集中する傾向がある
…特化集中しない傾向がある

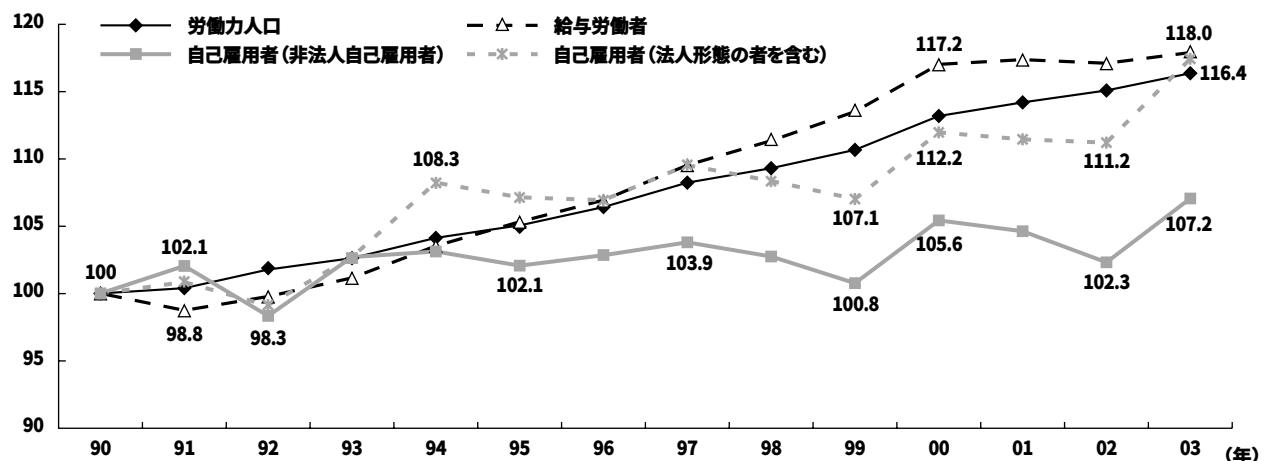
2. 吹き出し内の出生年は、移行した先の年齢階層でも継続して特化係数が高いか低いかなの特長をもつものを特に表記している。
3. 特に15～19歳の年齢階層は自営業主の数が少ないため誤差が相当大きくなっているものと思われる点に留意が必要である。

- 法人形態を含む米国の自営業者は、労働力人口と同様に増加傾向。

アメリカの自己雇用者数の推移（非農林業）

～日本の自営業主数とは様子が異なり、アメリカの自己雇用者数は横ばいないし漸増傾向～

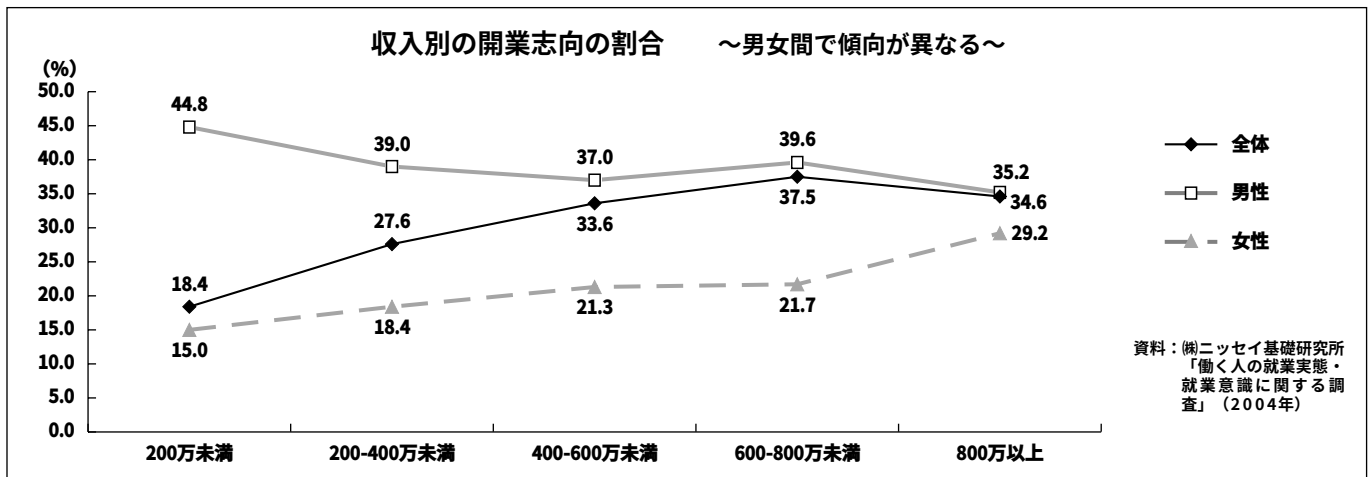
(1990年を100とする)



資料：U.S. Bureau of Labor Statistics, Current Population Survey Employment and Earnings; Steven Hipple "Self-employment in the United States: an update" (U.S. Bureau of Labor Statistics, Monthly Labor Review July 2004, p15)

(注) Current Population Surveyは1994年に大幅な改正がなされたため、前後のデータの単純な比較は出来ない。

- 給与の高い雇用者にとっては、開業に伴う機会費用が大きい、女性の社会進出の本格化は、開業意欲を高める可能性がある。



創業活動等と各種制度

- 最低資本金の引き下げや、貸金等根保証制度の見直し等は、開業によるリスクを引き下げることが期待される。

貸金等根保証制度改正の概要 (2005年4月)

	改正前	改正後
契約の態様	不要式	書面で行わなければ無効
保証期間	規定なし	締結から3年経過するまでの債務に限定(元本確定期日の定めがないとき)
元本確定事由	規定なし	主債務者又は保証人への強制執行申し立て等により確定

まとめ 日本社会の構造変化と中小企業者の活力

〈構造変化の中での成長力確保〉

- ・人口減少等の社会と経済の構造変化の下で今後も成長力を確保していくには、経済再生を担う多様な産業群を形成し、イノベーションと需要の好循環を持続していくことが重要。
- ・中小企業の経営革新は、先端分野から地域市場まで、新市場開拓と生産性向上に寄与し、経済成長に貢献。特に、経営者のリーダーシップの発揮が重要。
- ・経営革新を支える資金供給については、リレーショナルシップバンキングを実効性あるものとし、不動産担保に頼らない融資をさらに進める等の取り組みが必要。

〈人材活用での中小企業の役割〉

- ・今後重要な高齢者、女性、若年者の活用において、中小企業は大きく貢献。
- ・中小企業の人材獲得におけるミスマッチの解消、人材育成への支援、事業承継の円滑化等が重要。

〈地域再生と中小企業〉

- ・地方で人口減少が本格化する中では、地方社会の基盤となる都市の再生や、独自の技術を有する産業集積の活性化等が重要。
- ・コンパクトなまちづくりはこの観点から重要な課題。中心市街地と商業集積の活性化に地域自らも主体的に取り組んでいくことが必要。

〈開業活動と雇用創出の活性化〉

- ・マクロ経済の低迷と中堅層のリスク回避志向の高まり等から、自営業者への新規参入が大きく減少。産業構造の高度化を実現する雇用創出や、市場の活性化に大きな役割を果たす開業活動の活発化が重要な課題。
- ・雇用形態と自営形態の間を含め、社会における人材の流動化が進むよう各種条件整備を進め、リスクに挑戦する者が報われる環境を整えることが課題。

「新事業活動促進法」の概要！

「中小企業新事業活動促進法」（2005年4月13日施行）は、従来の創業・経営革新等の3法（中小企業経営革新支援法・中小企業創造的事業活動促進臨時措置法・新事業創出促進法）を整理統合し、かつ中小企業が連携して新たな事業活動を行う「新連携」の支援を追加した新法です。

この法律は①創業の促進②経営革新の促進③新連携の促進の3本柱となっています。以下にその概要を掲げます。

「創業の支援」

〔対象となる方〕

創業しようとしている方、及び創業5年未満の方

〔支援内容〕

- ①最低資本金規制の特例
- ②信用保証協会による信用保証
- ③中小企業基盤整備機構の債務保証制度
- ④設備投資減税
- ⑤留保金課税の停止
- ⑥エンジェル税制
- ⑦中小企業投資育成株式会社法の特例

「経営革新の支援」

〔対象となる方〕

「経営革新」に取り組む中小企業者、組合等

〔支援内容〕

事業内容や「経営の相当程度の向上」を示す経営目標を盛り込んだビジネスプラン「経営革新計画」を作成し、その計画が県または国の承認を受けると、補助金、低利融資、減税などの以下の各種支援策が利用できる。

なお、個別の支援策ごとに支援機関の審査や確認を受ける必要がある。

- ①補助金
- ②政府系金融機関による低利融資制度
- ③信用保証の特例
- ④課税の特例
- ⑤高度化融資制度
- ⑥中小企業投資育成株式会社の特例
- ⑦小規模企業者設備導入資金助成法特例
- ⑧ベンチャーファンドからの投資
- ⑨特許料等の減免措置
- ⑩販路開拓コーディネイト事業

「新連携」の支援

〔対象となる方〕

2社以上の異分野の中小企業（この他に、大企業、大学、研究機関、NPO、組合などが参加することもできる。）で連携して新たな事業活動に取り組む方

〔支援内容〕

全国9箇所に戦略会議が新たに設けられ、連携する事業体の構築から、連携事業の事業計画の作成、生産管理、販路開拓、収益を上げる段階にいたるまで、商社出身者や

コンサルタント、金融機関OBなどによる一貫したサポートが受けられる。

この「戦略会議」を通じて磨きこまれた事業計画に基づき、経済産業局に計画の認定申請を行ない、中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画として認定されると、以下のような支援策を利用できる。なお、「異分野連携新事業分野開拓」とは、事業分野が異なる事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて、新事業活動を行なうことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいい、通称「新連携」と呼んでいる。

①新連携対策補助金

連携体内の規約作成・システム構築や販路開拓に必要なマーケティング調査等の経費に対する補助金を利用できる。

②政府系金融機関による低利融資制度

異分野連携新事業分野開拓計画に基づく設備資金および運転資金について、政府系金融機関が計画の評価を加味し、優遇金利で、計画に参画する個別企業に融資する制度を利用できる。

③信用保証協会による信用保証

普通保険、無担保保険、特別小口保険、売掛金債権担保保険に同額の別枠を設けることができる。また、新事業開拓保険の限度額が2億円→4億円（組合4億円→6億円）に拡大される。

④設備投資減税

設備投資額について30%の特別償却又は7%の税額控除を選ぶことができる。ただし、「経営革新」の支援と同様「経営の相当程度の向上」を図る事業者に限られる。

⑤中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成(株)に相談・申し込み、審査を通過すれば、設立の際に発行される株式の引き受けなどの支援を受けられる。

⑥高度化融資制度

工場等の集団化や施設の共同化などを行う場合無利子融資が受けられる。

詳細については下記へ

□近畿経済産業局産業部新連携振興室

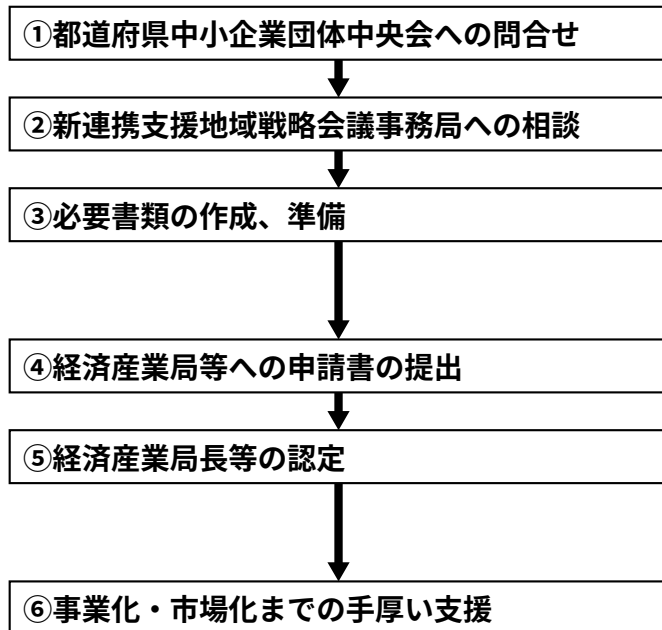
TEL.06-6966-6054

□和歌山県中小企業団体中央会

TEL.073-431-0852

計画認定の手続きフロー

和歌山県中小企業団体中央会にまずはご相談下さい。



ご相談内容に応じて、ニーズに応じた支援策及び支援機関・金融機関等を紹介します。

対象者の要件、新連携計画の内容、申請手続き・窓口、支援措置の内容等をご相談下さい。

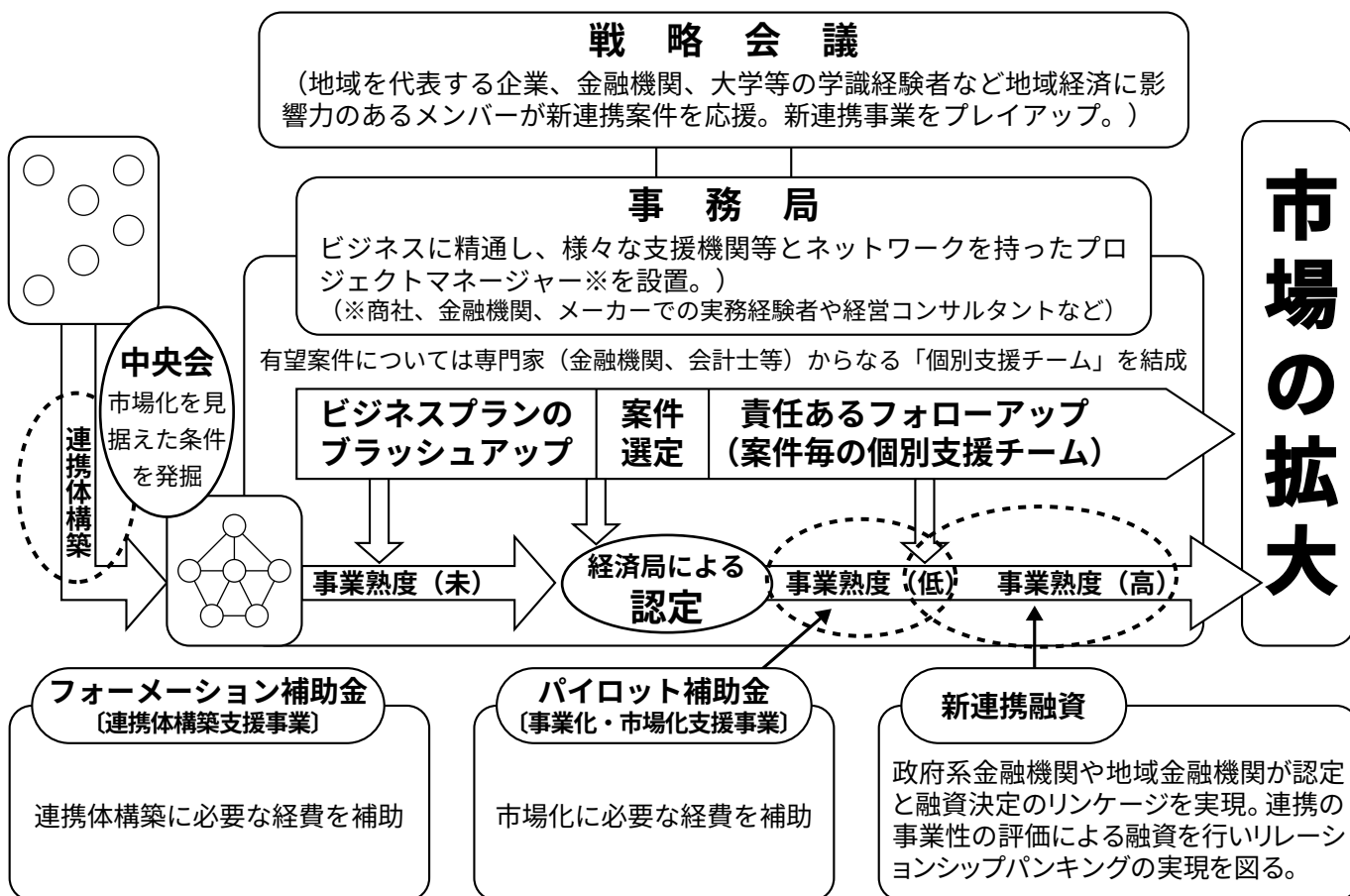
「計画認定申請書」は中央会をはじめ各経済産業局、新連携支援地域戦略事務局等に用意されています。また、新連携事務局では、申請書の書き方、ビジネスプランの作成の仕方等についてアドバイスを行います。

申請書の提出、受付後に、審査が行われます。申請する前に、新連携事務局にご相談下さい。

事業評価委員等による審査を得た上で、新連携計画の認定が行われ、支援措置等が受けられます。計画開始後、フォローアップのために計画進捗状況調査等が行われます。

認定後は、新連携事務局の個別支援チームにより、手厚いフォローアップを行い、事業化・市場化まで支援が行われます。

新連携支援全体図



〔他の支援措置〕：税、信用保証、高度化（無利子）、特許料減免措置、投育の特例

連携体の構築の有無・連携事業の熟度の段階に応じて適時適切な支援を行う

会員だより

シイタケ・レタスの PRイベント開催！！

～和歌山県シイタケ企業組合～

7月2日（土）、和歌山市元寺町のシティワカヤマ内スーパーにおいて、和歌山県シイタケ企業組合による、シイタケ・レタスのPRイベントが開催されました。

このイベントは、組合の取引先、関係スーパーと協力して、年2回程度実施しています。

イベント会場では、生しいたけや乾燥しいたけ、スウィートレタスやベビーリーフが格安で販売され、買い物客の目を引いていました。

組合の方に話を聞くと、「このイベントは儲けは考えていません。シイタケや新しいレタスを知ってもらうきっかけになれば」と話されていました。

当日は、レタスの生産工程を紹介するDVDコーナーも設けられ、買い物客に大いにアピールしていました。

和歌山県シイタケ企業組合
TEL0737-64-1385

紀州梅の産地で～梅供養～

紀州田辺梅干協同組合

7月15日（金）、田辺市下三栖の善光寺において第40回「梅供養」が行われました。

全国に名だたる紀州梅の産地で営まれる梅供養には、毎年この時期に紀州田辺梅干協同組合の組合員が参列。

梅の恵みに感謝すると共に、梅産業の振興に貢献された物故会員を供養しています。

昭和41年に始まり、本年第40回目を迎えたこの日、組合員33名が参列、梅製品をお供えた後、住職の読経に合わせ全員が心を込めて唱和。

梅に携わる者として安泰と豊饒を願いながら、日頃の感謝を込めて「梅供養」を営みました。

紀州田辺梅干協同組合（牟婁商工会内）
TEL0739-35-1101

ユニーク！七夕の笹飾り

～紀州漆器協同組合～

紀州漆器伝統産業会館の入り口に、あっと驚く七夕の笹飾りが出現！

七夕飾りと言えば、折紙で作られた色鮮やかな飾り付けが定番ですが、何とよく見れば、折紙飾りの間をぬって漆のお盆が飾られているではありませんか。

当組合では、四季折々の風物詩を漆器製品に込めてディスプレイしており、今回は「七夕」がテーマ。

館内の“七夕コーナー”には、蒔絵で施した「彦星」と「織姫」「星座」などの図柄を描いた盆や菓子鉢がお目見えしました。



「七夕漆器」の数々とともに「笹飾り」は来館者や道行く人の目を惹き、紀州漆器のアピールに一役買っているところです。

(旧暦の7月7日にあたる
8月11日迄展示)



紀州漆器協同組合
(紀州漆器伝統産業会館内)
TEL073-482-0322

“あなたの想い！届け夜空に” 白浜メッセージ花火

～白浜温泉旅館協同組合～



今夏、白浜温泉では、美しい白良浜と夜空を背景にメッセージ花火が打ち上げられています。

それぞれのメッセージが白良浜のスピーカーとFM放送でオンエアされた後、直径60m級の4号玉花火が、大切な人への想いを込めて夏の夜空を彩ります。

白浜温泉旅館協同組合まで申し込まれたメッセージは例年増え続け、夏限定のスペシャルイベントとしてすっかり定着した様です。

花火期間 8月30日迄
お申し込み、お問い合わせは
白浜温泉旅館協同組合
TEL0739-42-2215

和歌浦ストリートの「明光まつり」

～明光商店街協同組合～

7月23日（土）、和歌浦明光商店街では、恒例の“明光まつり”が開催されました。

この日のイベント内容も実に盛りだくさんで、夜店やフリマ、ビンゴゲーム、ライブショー、又「和歌祭」の写真展が同時開催されました。

夕暮れどきの明光ストリートを、カップルや家族連れがそぞろ歩き、思い思いの夏を楽しんでいたようです。



明光商店街協同組合
TEL073-444-0608

速報!!

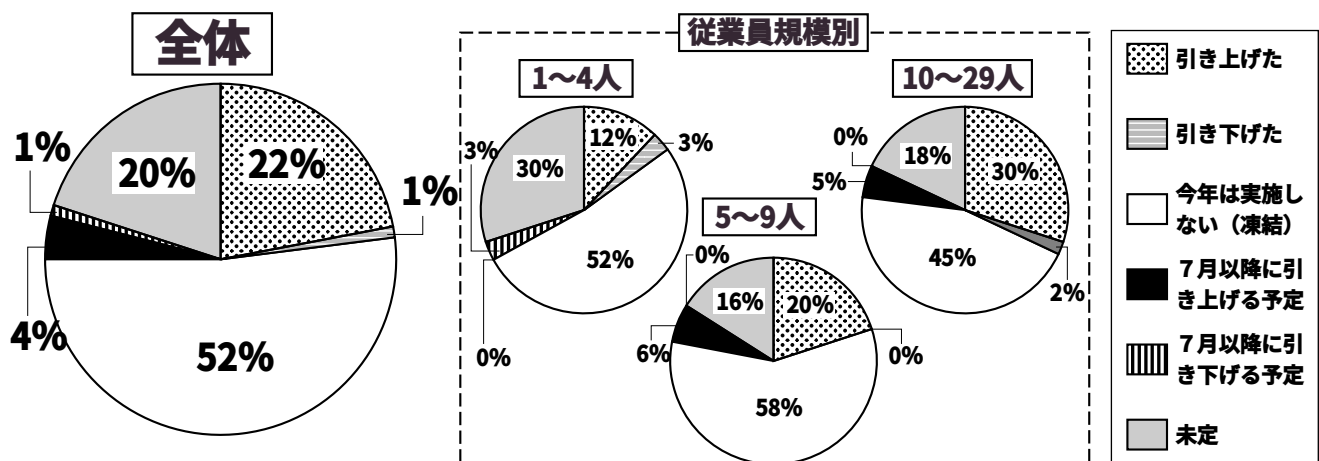
和歌山県における賃金の改定状況

－中小企業労働事情実態調査－

本会では、県内中小企業の労働事情の把握と、適正な中小企業労働対策に資するため、毎年継続的に労働事情実態調査を実施しています。

今回、調査項目の中から賃金の改定状況について集計できましたのでお知らせいたします。

調査時点17.7.1





伝統の桐筆筒で 「和」の豊かさを ～ 紀州桐筆筒協同組合 ～

プロフィール

紀州筆筒の起源は古く、徳川家の歴史を綴った書物の中にも登場し、既に江戸時代末期には現在の和歌山市において製造技術が確立していたと伝えられています。全盛時には全国の筆筒の生産高第2位を誇り、伝統的技法と共に産地としての威信を保ってきました。

しかしその後、桐筆筒に代表される紀州筆筒も他産地の追随や経済の沈静化など憂慮される状況下におかれることを余儀なくされます。

昭和60年、再び紀州筆筒の全国的復活を目指し、協同組合を設立しました。



上中理事長

業界近況（現在の活動状況）について

展示会の開催などの共同事業を積極的に展開。

県外市場の拡大や後継者育成に努め、業界の資質向上と伝統的工芸品紀州筆筒のナショナルブランド確立に取り組んでいます。



組合PR

昭和62年、紀州桐筆筒が国の伝統的工芸品の指定を受け、これに関連した組合事業として伝統的工芸士認定事業、各展示会出展、紀州桐筆筒に関わるPR等多岐に亘る事業展開を行っています。

生活様式の変化による需要減少に歯止めをかけ、新たな消費者ニーズに対応すべく新製品・新市場の開拓にも、より一層力を注いでいきます。



組合所在地 〒640-8303
和歌山市鳴神458番地
和歌山富士木工（株）内
T E L 073-471-4551
F A X 073-471-4600
U R L <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/kishutansu/>
設立年月日 昭和60年4月10日
組合員数 9

中央会だより

65歳雇用導入プロジェクト事業！

～第1回達成会議開催～

本会では標記事業における、平成17年度第1回達成会議を、6月27日（月）、アバローム紀の国において開催しました。

昨年、法改正された「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、年金の支給年齢にあわせて、定年の引き上げ、継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止等のいずれかの措置を講じることが、事業主に義務づけられることになったわけですが、中央会としては、経験豊かな高齢者が意欲と能力がある限り積極的に働ける社会を目指して、本事業に取り組んでいます。

今年度は、昨年実施した雇用導入に関する事業項目を踏まえて年間スケジュールを策定、各委員、継続雇用推進インストラクター、専門家の方々と共に雇用導入プロジェクト事業を推進していくこととしています。



標記事業で改正高齢者雇用安定法のQ & Aを作成しました。無料進呈致します。

ご希望のかたは下記までご連絡ください。

中央会 65歳雇用導入プロジェクト

担当 杉本・平中 迄

TEL073-431-0852 FAX073-431-4108

省エネしましょう！

～夏の省エネ～

- ★冷房は室温、28℃を目安に温度設定をしましょう。
- ★冷房機器は不必要なつけっぱなしをしないようにしましょう。

～見直してみましょう～

- ★冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置しましょう。
- ★電気、ガス、石油機器などを買う時は、省エネルギータイプのものを選びましょう。
- ★部屋の照明を購入するときは、省エネ型の電球型蛍光灯を使用するようにしましょう。

「第2回和歌山くみあい祭り」 開催のお知らせ

和歌山の特産品が一挙勢揃い！！

和歌山県中央会では、下記日程で「和歌山くみあい祭り」を開催し、専門集団である組合の重要性和組合員である中小企業の魅力や特色をご覧頂くと共にプロの知恵やノウハウを体感して頂きます。

開催日

平成17年10月1日（土）、2日（日）
の2日間
10：00～16：30（2日は16：00迄）

会 場

和歌山市毛見1538番地
マリーナシティホール
「ウエーブ（WAVE）」

内 容

○組合及び組合員企業の製品・商品等
の展示、販売

- 組成果事例等のDVD放映
- 伝統工芸、専門技術を紹介する実
演・体験コーナー
- その他：中小企業支援等に関する無
料相談コーナー

申込締切り

平成17年8月16日（火）まで

問合わせ先

和歌山県中央会
連携支援部支援課（増井、神保）
TEL073-431-0852

～こまめに省エネしましょう～

- ★冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調整を行い、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓しましょう。
 - ★電気ポットなどの電気製品を長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜くようにしましょう。
 - ★煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用しましょう。
 - ★テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしましょう。
 - ★シャワーはお湯を流しっぱなしにしないようにしましょう。
 - ★お風呂は、間隔をおかずに入るようにして、追い焚きをしないようにしましょう。
 - ★経済速度を心がけ、急発進、急加速をしないようにしましょう。
 - ★外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用するようにしましょう。
 - ★タイヤの空気圧は適正に保つように心がけましょう。
 - ★アイドリングはできる限りしないようにしましょう。
- 信号待ちでもアイドリングストップを心がけましょう。5秒以上のアイドリングストップは省エネ効果があります。

シニアパワーの活用

65歳雇用 導入プロジェクト

高年齢者雇用安定法改正の概要

平成25年4月までに65歳までの雇用が全ての企業に義務づけられました。

雇用確保義務は、平成18年4月1日より平成25年4月1日までに段階的に雇用義務年齢を引き上げる必要があります。

定年の定めをしている事業者については、①65歳までの定年の引き上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、以上のいずれかの高年齢者雇用確保措置を講じなければなりません。



Q & A

Q 平成18年4月1日以降当分の間、60歳に達する労働者がいない場合でも、継続雇用制度の導入等を行わなければならないのでしょうか？

A 当分の間、60歳以上の労働者が生じない企業であっても、平成18年4月1日以降、65歳までの定年の引き上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じていなければなりません！

Q 継続雇用制度を導入していなければ、平成18年4月1日以降の60歳定年による退職は無効となるのでしょうか？

A 継続雇用制度を導入していない60歳定年制の企業において、平成18年4月1日以降に定年を理由として60歳で退職させたとしても、それが直ちに無効とはならないと考えられますが、適切な継続雇用制度の導入等がなされていない事実を把握した場合には、改正高年齢者雇用安定法違反となりますので、公共職業安定所を通じて実態を調査し、必要に応じ、指導や勧告を行うこととなります。

問 い
合わせ
相談先

65歳雇用導入プロジェクト

TEL：073-431-0852 FAX：073-431-4108

E-mail：info@chuokai-wakayama.or.jp

全国先進組合事例

茨城県

茨城県の米と酵母で独自ブランド酒「ピュア茨城」を開発 茨城酒造組合

所在地 〒310-0063

水戸市五軒町1丁目4-19

電話番号 029-221-2698

FAX番号 029-224-3012

組合員数 59人

出資金 非出資

設立 昭和28年11月

地区 茨城県

主な業種 清酒製造業

組織形態 ー

組合従業員 3人

専従理事 ー

URL <http://www.ibaraki-sake.or.jp/>

産学官連携により「ひたち錦」「ひたち酵母」を使った純茨城県産の酒「ピュア茨城」を開発。酒仲間の結成やツアー企画など様々な販売戦略『プロジェクト・ピュア茨城』を推進

背景と目的

日本酒の酒質の善し悪しは、原料の品質によって決まるといっても過言ではない。茨城県は全国屈指の米どころでありながら、酒造好適米の生産がほとんど行われておらず、県独自の酒造好適米は存在しなかった。また、茨城県に古くからある「小川酵母」も全国販売によって希少性を失っていた。日本酒の消費量が低迷する中、こうした状況に危機感を抱いた組合は、茨城県独自の酒造好適米と酵母を開発し、差異性の高い、新しい酒のブランドを生み出すべく、「プロジェクト・ピュア茨城」に取り組んだ。



連携と新事業展開の内容

酒造好適米の開発は茨城県農業センターに依頼し、その栽培については県内のJAを通じて行うこととした。また、酵母の開発は茨城県工業技術センター内の試験研究醸造施設「造酒司（みきつかさ）いばらき」に依頼した。新ブランドの開発ならびにその販売戦略の策定に際しては、筑波大学芸術学系の蓮見孝教授と茨城デザイン振興協議会佐山剛勇会長をアドバイザーとして迎え、協力を仰いだ。

成果

事業の結果、酒造好適米「ひたち錦」および「ひたち酵母」が完成。これらの原料を使った純茨城県産酒の独自ブランド「ピュア茨城」が誕生した。現在、「ピュア茨城」ブランドには「しずく」「蔵なま」「秋あがり」「かんもし」の4商品がラインアップされている。こうして生まれた新ブランドの酒を広めるために、組合では「いばらきの酒仲間」としてファンクラブを設立したほか、酒蔵の開放やバスツアー、笠間焼（酒器）とのコラボレーションといった様々な企画も行うなど、単なる新商品開発「モノづくり」にとどまらない「コトづくり」を進めている。さらに、マスコミ等、様々な媒体で何度も取り上げられるなど、組合員単独では難しいことも組合事業であるため効果が高く、茨城県の酒・酒蔵にとって大きな宣伝効果を得ることができた。



所在地 〒431-1209
浜松市館山寺町2003-2

電話番号 053-487-1116

FAX番号 053-487-1117

組合員数 23人

出資金 120万円

設立 平成15年11月

地区 浜松市、舞阪町

主な業種 宿泊業、一般飲食店

組織形態 同業種同志型組合

組合従業員 4人

専従理事 -

URL -

遠州灘沖で捕れる「とらふぐ」と「はも」を目玉に旬の味を提供するため、浜名湖周辺の旅館業者を中心に産地ブランド化、地産地消を進め地域の活性化を目指している

背景と目的

花博需要に沸く浜名湖周辺は現在、前年比5割増の入り込み客数を記録しているが、それ以前は最大で75万人あった客数が55万人まで減少していた。地元観光業界は強い危機感の中で、花博後を見据え、「冬の温泉」を売り出す仕組みづくりとして、遠州灘沖で捕れる「天然とらふぐ」のブランド化に取り組んだ。「せっかく地元で捕れた最高級の食材を大事に育てよう、地域の活性化に役立てよう」と地産地消、地域振興を目的に、積極的な宣伝活動と新鮮な旬の味を安い価格で提供できるシステムを確立した。



地域活性化に貢献する事業・活動の内容

①舞阪漁港組合との交渉によるふぐの取扱量の確保、②地元での「ふぐ加工場」の確保、③組合のふぐ調理師が一括で「身欠き」処理し、冷蔵保存して組合員に提供する仕組みを作った。加工済みのふぐは1キロ8,800円で組合員に提供しており、下関発より流通コストが減り安く提供できたため、観光客・地元客に好評で、ホテル・旅館、飲食店の来客数が増加している。ふぐが採れない夏場は「天然はも」を利用することで加工場は年間を通して稼働できるようになっている。「浜名湖えんため（環浜名湖地域の観光振興を考える会）」との連携による販促、PR活動の推進、等々「遠州灘天然とらふぐ」「遠州灘天然はも」の新浜名湖ブランド化と、地産地消を進めることなどが活動内容である。

成果

①舞阪漁港組合との連携がより高まった。②その土地で捕れたものは、その土地で食べることで地産地消が進み、地域活性化が結びついた。③「高級な食材」が新鮮・割安で味わえることで、観光客、食事客の増加が見込める。④浜松商工会議所の「遠州灘天然とらふぐのブランド化とそれを活用した観光振興」が中小企業庁の「JAPANブランド育成支援事業」に採択され、助成金2,500万円を得て認知度向上のためのPRを行った。⑤ふぐの皮を生地に練り込んだ「ふぐサブレ」など土産菓子の新商品が開発され、それを作る機械製造業、料理で使われるネギなどの野菜等にもブランド化の流れが波及している。⑥17年度ふぐ調理師試験が「組合加工場」を会場に行われる予定である。



▲ 加工の様子

労使でお手伝いします。

地域の就職支援活動

和歌山県地域労使就職支援機構 (厚生労働省委託事業)

構成団体

- 連合和歌山 ●経営者協会 ●商工会議所連合会
- 商工会連合会 ●中小企業団体中央会

白浜・円月島

平成17年度 地域労使就職支援機構事業実施計画

- ①労使連携による求人の確保
- ②求人・就職情報の積極的提供
- ③求職者ガイダンス・セミナー等の実施
- ④新卒(予定者)に対する就職支援活動
- ⑤ミスマッチ解消に向けた労使共同の取組み
- ⑥ワークシェアリングの導入促進に向けた事業の推進

〒640-8227

和歌山市西汀丁26(県経済センター4F)

TEL.073-402-2111

FAX.073-425-5086

Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp

ホームページ

<http://www.waroushi.jp>

情報連絡員発表

6月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値＝増加(好転)割合 － 減少(悪化)割合

D I 値>0 … 景気上向き

D I 値=0 … 景気横ばい

D I 値<0 … 景気下向き

業界景況／前月比

2.5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	→	→	↑	↓
	織 維 同 製 品	↓	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	→	↓	→	→
	窯 業 土 石 製 品	↓	→	→	↓
	鉄 鋼 金 属	↑	↑	↑	↑
	そ の 他	→	↓	→	↓
非 製 造 業	卸 売 業	↓	↓	↓	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	↓	↓	↓	↓
	運 輸 業	↓	↓	→	↓
D I 値		-42.5	-50.0	-32.5	-57.5

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

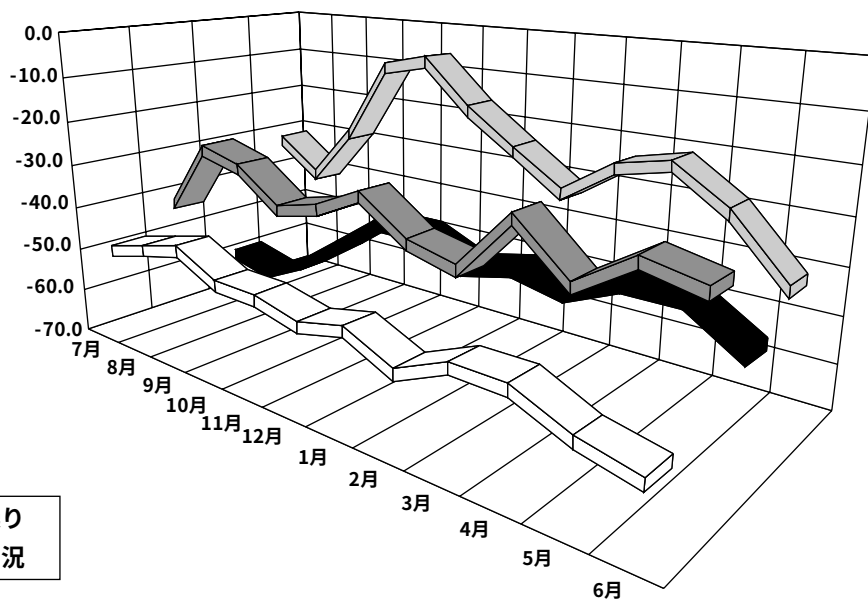
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス57.5ポイントであり、同5月調査と比べて2.5ポイント悪化した。

同5月調査と比べ、「売上高」も12.5ポイント悪化、「収益状況」も7.5ポイント悪化、「資金繰り」も2.5ポイント悪化した。

6月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は13名、「悪化」との回答は25名で、「好転」との回答は2名であった。

年間DI値 (前年同月比) の推移



● 製造業 ●

食 料 品	中元の時期ですが管内のどの企業も前年対比は10～20%の落ち込みである。デフレスパイラルで高価格の紀州梅が中元商品として避けられていることが考えられるが、それだけの理由ではこの落ち込みの原因の説明がつかないので現在調査中である。(梅干)
織 維・同 製 品	依然業況は非常に厳しい。今後対中国輸出にも積極的に取り組むべく、委員会を再建して方策等を研究していく。(ニット) シーズンを迎えるにあたり、企画等の引き合いなども動きが鈍いようである。(織物) 底辺を横這い。これ以上落ちる心配なし。我慢比べ。(手袋)
木 材・木 製 品	仕事量の減少に加え、原油の高騰から塩ビ材料の価格も高まり、又、シックハウス等の化学物質症候群対応の天然素材を用いた製品を求められ、材料のコスト高から粗利率が低下している。各社新規製造機械や工場新設などの設備投資等前向きな姿勢は低い。(建具)
窯業・土石製品	公共工事の減少に伴い、生コンの出荷数も減少するのみ。(生コン)
鉄 鋼・金 属	原材料の逼迫状況が緩和され、価格も下降している。(鋳物)

● 非製造業 ●

卸 売 業	6月度は2～3月の住宅着工件数が少なく、完工時期となる6月の照明器具等の需要が激減し、組合員はいずれも今月度は売上には苦慮したと申しております。エアコンの需要は前年まではいかないが、そこそこの売りに繋がっています。オール電化の推進、地上波デジタルへの移行に伴い、高額な液晶テレビの需要が増えています。ただ、先を見つめても工事業界、併せて電設資材業界の好転の兆しが見えない。 (電設資材)
小 売 業	相変わらず厳しい状況が続いている。景気好転情報も小売業影響無し。(時計) 住友金属に高炉が増設されるとのこと。和歌山市にとって久しぶりの明るいニュースである。年々減っていく人口に歯止めがかかり、消費・購買力増加に期待したい。 (和歌山市) 先月に続き不変といった感じです。今後7月の10日前後から夏のバーゲンシーズンに入ります。天気が気になる時期であります。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	新しい感覚の経営者がそれぞれ和歌山市・白浜町・那智勝浦町に新規に開店したホテルは、顧客獲得に多種多様なバラエティに富んだ開発メニューで、今年の夏は人気が上昇中だとか。他の館は熾烈な営業展開を強いられるとのこと。(旅館) 対前年同月比で、宿泊人員(92.8%)、総売上料金(86.3%)、1人当たり消費単価(93.1%)、総宿泊料金(87.6%)、1人当たり宿泊単価(94.4%)。1～6月の宿泊人員で見ると、16年は468,558人、17年は421,524人で47,034人の減(－10.0%)である。特定の減少要因は把握できないが、愛知博の影響も要因の一つかも。(白浜旅館) 農繁期に入り販売・整備共低調である。(田辺自動車)
運 輸 業	7月よりまた軽油が大幅アップとなる。平成16年4月～平成17年7月で、リットル当たり17円アップである。(和歌山市) 6月に入ってSS店頭市況はガソリンを中心に一段と軟化した。一方で原油市況は国内市況動向とは裏腹に急騰し、7月仕切りの値上げは避けられない見通しになってきた。7月値上げに備え、環境整備に乗り出すとみられる。軟化を続ける小売市況に歯止めがかかるか注目される。6月18日ニューヨーク市況1バーレル58.50ドルで最高値を更新した。7月度価格もリットル2～3円の値上げの見込みで、運送業界は大変厳しい状況にある。今後の見通しは全く不透明である。(有田トラック)

実施共済制度一覧

マキシムR (逓増定期保険)

損金で落としながら有退時の
役員退職金の準備が出来ます

総合保障プラン

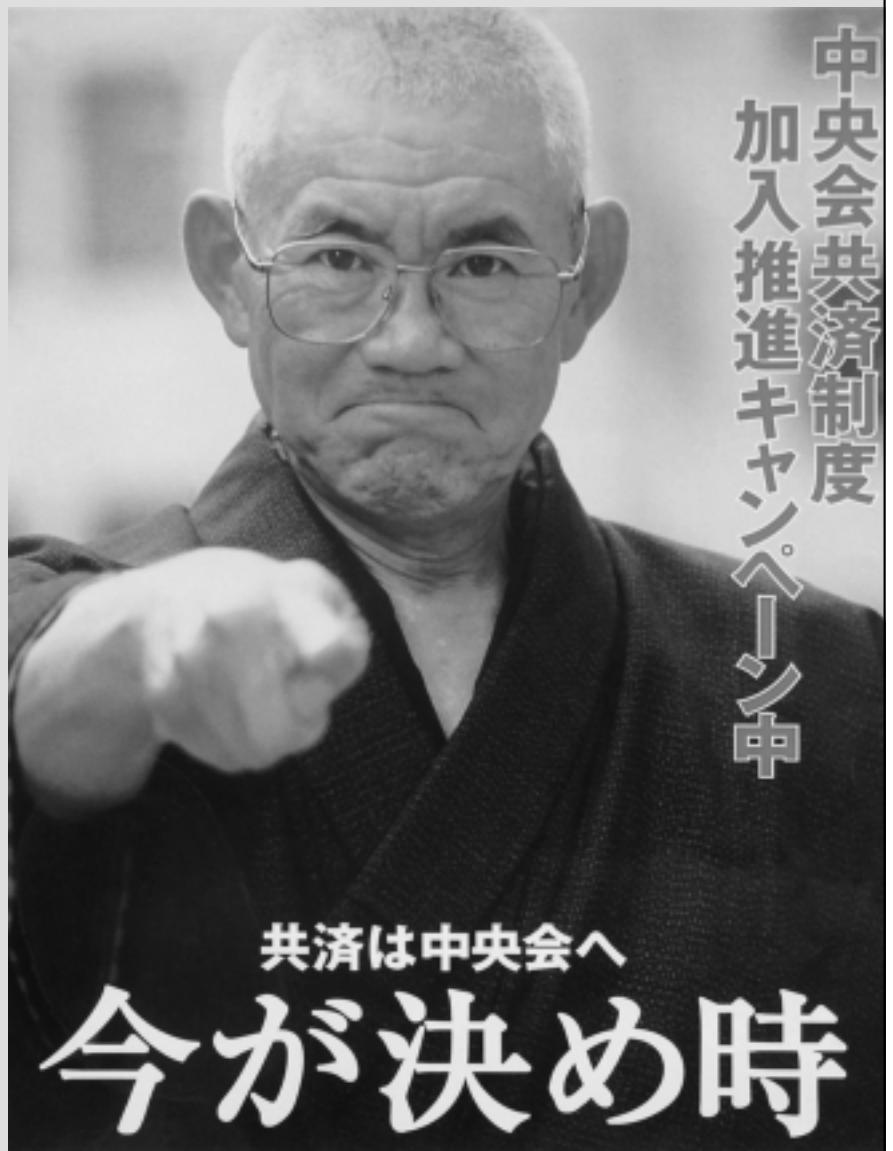
集団割引なのでどこよりも安
い掛金で、高額保障・高額医
療保障

年金共済 (拠出型企業年金保険)

高齢化社会に備え、老後生活
資金が準備できます(個人年
金保険料控除適用可)

特定退職金共済制度

大企業並みの退職金制度の確
立で、優秀な人材の確保を



中央会共済制度
加入推進キャンペーン中

共済は中央会へ
今が決め時

共済受託会社

三井生命保険株式会社

和歌山統括営業部 和歌山市北汀丁7番地

TEL 073-433-3806 FAX 073-431-5280

火災共済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雪災

総合火災共済 上記①～④及び ⑤物体の落下・衝突 ⑥騒じょう・労働争議 ⑦水ぬれ ⑧盗難 ⑨水災 } 担保されます

自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輛に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

保障金額 (給付総額は300万円が限度です。)

給付内容	保障金額	備考
死亡共済金	300万円	被害の日から180日以内の死亡(1事故につき300万円)
後遺障害共済金	10万円～300万円	後遺障害共済金
医療入院	1日につき3,000円 複数傷害者でもよく12,000円限度	300万円限度・365日限度
共済金退院	1日につき1,500円 複数傷害者でもよく12,000円限度	実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度

加入車種と共済掛金 (1年間の掛金)

車種	掛金額
自家用軽乗用自動車	5,500円
自家用軽貨物自動車	5,500円
自家用乗用自動車	11,000円
自家用小型貨物自動車	11,000円
自家用普通貨物自動車	2t以下 17,000円
〃	2t超 27,000円

問合先 ● 和歌山市西汀丁26番地 TEL (073) 431-3288 (代)

富士火災の

和歌山県中央会集団扱制度

和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9%安くなる※お得な保険制度です。

※保険種類・払込方法により異なります。

グループ傷害保険

経営安心部長



- ①労災認定を待たずに保険金をお支払い！
- ②従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！
(売上高方式の場合)
- ③通勤途上や経営者の業務上災害も補償！
- ④特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！
※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。
- ⑤入院・通院保険金は1日目からお支払い！
- ⑥特約により地震などの天災を補償！
- ⑦建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！
※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

グループ傷害保険

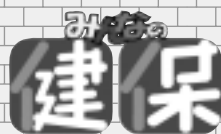
入院医療保険金支払特約付帯



- ①お工作中的のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！
 - ②年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！
※入院医療保険金特約にかぎります。
 - ③医師の診査は不要。各人の告知も不要！
※被保険者数が5名以上の場合に限りです。
 - ④記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！
 - ⑤全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！
- 被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

医療保険

医療費用担保特約付帯



ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合

- ①健保の3割自己負担分をお支払いします！
- ②差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）
- ③入退院時の交通費をお支払いします！
- ④ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！
- ⑤最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

富士火災海上保険株式会社

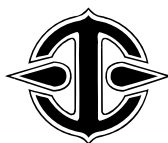
〈本 社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）
HOME PAGE
<http://www.fujikasai.co.jp>

〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）





8月の伊吹山



和歌山県中小企業団体中央会

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地

和歌山県経済センター7階

TEL 073-431-0852

FAX 073-431-4108

URL <http://www.chuokai-wakayama.or.jp/>

E-mail info@chuokai-wakayama.or.jp